

重要事項説明書

社会福祉法人 江寿会

認知症対応型共同生活介護事業所
介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
グループホーム サンホーム江上

当事業所は介護保険の認可を受けています。

認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第 4270202270)

1. 事業主体の概要

グループホーム名	認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム サンホーム江上
事業主体名	社会福祉法人 江寿会
代表者	石本 直大

2. 事業目的、運営方針・理念

【事業目的】

社会福祉法人江寿会が運営する認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム サンホーム江上の運営及び利用について必要な事項を定め、介護保険法令の趣旨に従って、入居者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、回復を図るため、要介護の認知症高齢者に対し、適切な共同生活介護を提供することを目的とする。

【運営方針】

介護を要する認知症高齢者(入居者)に対し、家庭的で安らげる生活の場及び自立支援を目的とした適切な介護を提供し、認知症による不安・混乱・ストレスの軽減、心身機能の維持・回復、社会的孤立感の解消によって、入居者お一人おひとりが自分らしく生活を送ることができるよう支援する。
また、積極的に地域社会との交流・貢献を行い、信頼されるグループホームを運営するとともに、関係機関との緊密な連携に努める。

【基本理念】

- ・入居者の自己意思・自己決定を尊重し「その人らしく」生活できるよう支援します。
- ・日常生活において、できる限り入居者が主体となって生活できるよう支援します。
- ・『笑顔』あふれるグループホームを目指します。

3. ホームの概要

(1)事業所の施設概要

所在地及び連絡先	〒859-3244	TEL(0956)58-4114
	長崎県佐世保市江上町 4847 番 10	FAX(0956)27-1008
	ホームページ http://koujukai.or.jp/	
交通の便	JRハウステンボス駅より車で 10 分	
開設年月日	平成 16 年 7 月 1 日	
ユニット数と利用定員	2 ユニット 利用定員 18 名	
都市計画法上の用途地域	無	
建物形態	単独型	
建物構造	木造ストレート葺平屋作り	
広さ	敷地面積 2,105 m ²	延床面積 499.89 m ²
	1室あたりの居室面積 9.93 m ²	
居室数	1 ユニットにつき 9 室	
二人部屋の有無	無	

共有生活室	1 ユニットにつき トイレ 2 箇所 脱衣所 1 箇所 テラス 1 箇所	洗面台 2 箇所 台所 1 箇所	浴室 1 箇所 居間(畳)1 箇所
-------	---	---------------------	----------------------

(2)事業所の職員体制

管理者	事業所の従事者及び、業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行う。	常勤： 1 名(兼務)
計画作成担当者	入居者の心身の状況を適確に把握し、適切な認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡、調整を行う。	各ユニット 常勤： 1 名(兼務)
介護従事者	介護計画に基づき、必要なサービスの提供を行う。	常勤：10 名以上(専従)
看護師	入居者の健康状態を把握し、健康保持のために必要な措置を講じる。	常勤： 1 名(兼務)

(3)職員の勤務体制

昼間の体制	常勤 10 名以上 (各ユニット5 名以上)	A 勤:7:00～16:00 G 勤:10:00～19:00	D 勤:8:30～17:30 L 勤:12:30～21:30
夜間の体制	各ユニット 1 名	夜勤:21:25～8:25	

(4)協力・提携機関

麻生胃腸科外科医院	佐世保市針尾東町 29-5	TEL:0956-58-4360
三川内病院	佐世保市三川内本町 290	TEL:0956-30-8011
松本脳神経外科	佐世保市広田 1 丁目 10-7	TEL:0956-39-1157
長崎セント・ノーバ病院	西海市西彼町伊ノ浦郷 127	TEL:0959-28-1185
岡本歯科診療所	佐世保市三川内本町 138-3	TEL:0956-30-8758
サンホーム江上	佐世保市江上町 4847-6	TEL:0956-58-3707

4. サービス内容

① 食 事

食事は株式会社ほっとキッチンが調理・加工したものを配達して頂き、職員で調理し提供します。また、入居者の希望に合わせて行事食を企画し、一緒に準備や調理を行います。その他、外食や、おやつも希望に応じて行います。食品衛生の徹底、食中毒の予防に努めます。入居者の嗜好を踏まえ、心身の状態に応じた食事形態で提供します。

朝食 7 : 3 0 昼食 1 2 : 0 0 夕食 1 7 : 0 0

② 入 浴

入居者が希望する時間に可能な限り配慮し、週 2 回以上行います。

③ 排 泄

排泄の自立を目指し、入居者の心身の状況に応じた支援（誘導、パット交換等）を行います。

④ 洗 濯

お一人おひとりの生活スタイルに合わせて定期的に洗濯を行い、衣服の清潔を保ちます。
可能な限り入居者と共に洗濯物をたたんだり、干したりします。

⑤ 日常生活上での機能訓練

日常生活動作（食事、入浴、排泄など）を基本とし、生活の中で行います。
入居者の希望や医師の指示がある場合は必要に応じて対応します。

⑥ 健康管理

毎日の心身の状態の把握を行い、必要に応じた処置や、状態悪化の予防に努めます。
定期受診、または必要時の医療機関の受診を支援します。

⑦ 相談・援助

随時、入居者や家族の相談に応じ、それぞれの状況に合った提案をするなど可能な限りの援助を行います。

⑧ 社会参加

入居者や家族の要望に合わせて、買い物等の外出支援や地域との交流を図り、地域の一員としての生活を支援します。

⑨ 個人計画（ケアプラン）に沿った支援を行います。

計画作成者が立案したケアプランに沿った支援を行います。
作成の際は入居者・家族の意向や医師の指示などをふまえ、その人らしく生活できるようなプランの作成を行い、おおむね3ヶ月ごとにモニタリングを行います。

⑩ 申請等の手続き代行を行います。（手続きに要する費用は実費となります。）

介護保険証の更新申請等の手続きを行います。

5. 利用料金・支払方法について

(1) サービスにかかる利用料金は別紙（利用料金表）のとおりです。

※国の基準により変更される場合があります。また、当法人の体制や入居者の要介護度の変更など加算条件により、利用料金が変動する場合があります。

- ・ 住居費、光熱水道費は外泊時も発生します。
- ・ 入院期間中は、居室費以外の料金は発生しません。但し、入院または退院当日の食費及び、その他の基本料は発生します。
- ・ その他個別にかかる料金に関して、サービスの利用は入居者及びご家族の希望による選択が可能であり、持ち込みも可能です。利用の際は入居者ごとに実費徴収となります。

(2) 利用月の翌月 10 日に利用明細を添えて請求書を郵送します。請求月の末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

ウ. 自動口座引落

親和銀行 卸本町支店	(普)	1 2 0 3 1 8 7
特別養護老人ホーム サンホーム江上	施設長	吉田 勝彦

・ お支払いの確認後、支払方法の如何によらず領収書を発行いたします。

6. 入居の手続きについて

○入居の希望がある場合は、事業所の管理者または、計画作成担当者が入居対象者の状況調査、本人及びそのご家族に対し、運営方針の説明を行います。

○入居にあたっての条件は下記のとおりとなっております。

- ・ 要支援 2 以上の方
- ・ 認知症の診断を受けており、ご家族での介護が困難な方
- ・ 身辺がある程度自立しており、共同生活を営むことに支障がない方
- ・ 医療機関での入院・治療の必要がない方

7. 契約終了について（契約書第 10 条参照）

○契約者から事業者に対して 30 日の予告期間をおいて、いつでも契約解除できます。

事業者も契約者に対し、契約書第 10 条 3 項に該当した場合には、30 日間の予告期間をおいてこの契約を解除できます。

(1) 契約者からの契約解除

- ・ 介護保険給付サービス等の内容また利用料金に同意できない場合
- ・ 事業者が正当な理由なく本契約に定める介護サービスを実施しない場合
- ・ 事業者が故意または重過失により入居者の身体、財物、信用等を傷つけ、本契約に継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除

- ・ 医師等の判断により入院治療を必要とする場合（1 ヶ月以上の入院が見込まれる場合、また医療処置が常時必要になる場合については、医師の診断に基づき契約を終了いたします）
- ・ 入居者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合
- ・ 要介護認定更新において非該当又は要支援 1 と認定された場合
- ・ 入居者のサービス利用料金の支払いが、正当な理由なく 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず 30 日以内に支払われない場合
- ・ 入居者に対して必要なサービスを提供することが困難な場合
- ・ 伝染性疾病により他の入居者の生活及び健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると、医師が判断した場合
- ・ 入居者の行動が他の入居者の生活及び健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、尚それらを通常の介護方法では防止できない場合
- ・ 入居者または入居者代理人が故意に法令その他本契約の条項に違反をした場合

8. 事故発生時の対応について

○入居者が、当施設が提供する介護サービスにあたって事故が生じた場合は、速やかに入居者およびご家族が指定する連絡先等に連絡を行うと共に、必要な措置をとります。

- ① 当該サービス担当者が速やかに管理者に報告して指示に従い迅速に対応いたします。
- ② 当該サービス担当者または管理者が、速やかに当該入居者のご家族へ連絡いたします。
- ③ 当該サービス担当者が速やかに事故報告書を作成し、管理者へ提出します。
- ④ 管理者は提出された事故報告書を管理し、必要時及び提起時に研修またはミーティングを行うなど、原因の分析、再発防止の為の取り組みを組織的に行います。
- ⑤ サービス提供者により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

9. 重度化した場合の対応について

○当事業所は、母体である社会福祉法人 江寿会全体で入居者の生活を支援する体系をとっております。寝たきりの状態になる等、著しく重度化された場合には、入居者本人及びご家族と今後の支援内容について改めてご相談させていただきます。

10. 身体拘束廃止について

○当事業所では、入居者又は他の入居者等の生命や身体を保護する為、緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束を行わないことを原則としております。

○一時的に身体拘束を行う場合は、入居者又はご家族に対して、身体拘束に関する説明を十分に行い、またその際の入居者の様態、時間、心身の状況等を記録し、廃止に向けての検討会議を実施していきます。

○身体拘束に対しての共通の知識、具体的対応を図るため「身体拘束廃止委員会」を設置しております。

11. 小口現金管理について

○当事業所は個人ごとに小口現金をお預かりし、医療機関の受診料、薬の代金、その他必要な個人負担金の支払いを代行します。また、その際は出納簿に記録を行います。

- ・小口現金出納簿は最低年に2回以上ご家族にご報告いたします。また本人及びご家族の希望に応じて、その都度閲覧、複写し持ち帰ることができます。
- ・領収証は月ごとにまとめ、ご家族の来所時、又は小口現金出納簿の報告時にお渡しします。
- ・小口現金の残金が少なくなった場合は、当事業所よりご家族にご連絡いたします。

○小口現金管理に関して

同意する ・ 同意しない

12. 利用にあたっての留意事項

(1) 事業所利用上の注意

- ・居室、食堂等の、事業所の敷地、設備をその本来の用途に従ってご利用下さい。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、設備・備品等を壊したり、汚したり

した場合は、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

- ・入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められた場合には、入居者の居室内へ立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただしその場合は、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。
- ・当事業所の職員または入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教、政治、営利活動を行うことはできません。

(2) 衛生管理等について

- ・ノロウイルスやインフルエンザ等の感染症の発生、又は蔓延を防ぐため、随時必要な措置を講じます。

(3) 火気の使用について

- ・当事業所は所定の場所以外は火気厳禁となっております。
- ・居室への火気使用物（仏壇の線香、お香、お灸等）の持ち込みは固くお断りいたします。

(4) 喫煙について

- ・喫煙スペース以外での喫煙また火気の使用はできません。
- ・タバコ・ライター等火気を使用するものは事務所預かりとします。

(5) 外出及び外泊について

- ・ご家族が入居者の外出・外泊を希望する場合は、所定の手続き（届けのご記入）を行っていただきます。
- ・外出・外泊時の責任は申請者が負うようになっております。
- ・外泊の連続日数は7日間となっております。
- ・外泊期間中において、契約者は所定のサービス利用料金から介護給付額を差し引いた差額分（自己負担額）を事業所に支払うものとします。

(6) 面会について

- ・面会時間は朝7時から夜19時までとします。
- ・上記以外の時間のご面会、又は10名前後の大人数でのご面会の際は、事前に事業所にご相談下さい。

1 3. 運営推進会議について

○概ね2ヶ月に1回以上運営推進会議を開催し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。

- ・入居者、ご家族に会議への出席を依頼することがあります。
- ・運営推進会議であがった報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

1 4. 非常災害対策について

○防災組織と役割分担に沿って、非常災害対策に関する取り組みを行います。

- ・非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び、連携体制を整備し、定期的に避難・救出・その他必要な訓練を行います。

防災設備	自動火災報知設備 スプリンクラー設備 自家発電設備 誘導等 蓄電池設備 火災通報装置 消火器	防災訓練	昼間通報誘導訓練 総合訓練 夜間想定通報誘導訓練 夜間通報訓練
------	--	------	--

15. 苦情受付について

(1) 苦情受付窓口の設置

苦情の解決に向けて窓口設置、責任者を整えましたのでお知らせ致します。

①苦情解決責任者 吉田 勝彦 サンホーム江上 施設長

②苦情受付担当責任者

田川 一郎	居宅介護支援事業所 管理者
岡 智志	介護老人福祉施設・短期入所生活介護事業所 生活相談員
橋本 和明	通所介護事業所 生活相談員
松本 真一	グループホーム 管理者
嘉村 孝明	グループホーム 管理者
岡 利政	グループホーム 管理者
田淵 俊輔	認知症対応型通所介護事業所 管理者

③苦情受付担当者 全 職 員 サンホーム江上 (TEL : 58-3707 FAX:58-3701)

④第三者委員 南 長男 サンホーム江上 監事 (TEL : 33-3525)
植田 光 サンホーム江上 監事 (TEL : 82-3570)

(2) 苦情解決の方法

①苦情の受付

苦情は面談、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受け付けます。なお第三者委員に直接苦情を申し出る事もできます。

②苦情受付の報告、確認

苦情受付担当者及び苦情受付担当責任者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者への報告を拒否した場合を除く)に報告いたします。第三者委員は内容を確認して、報告を受けた旨を通知します。

③苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立会いを求める事ができます。

④解決出来なかった場合

長崎県社会福祉協議会に設置された「福祉サービス」運営適正化委員会へ申し立てる事ができます。

〒856-8555 長崎市茂里町3番24号 TEL : 095-842-6410

運営適正化委員会 FAX : 095-842-6740

(3) 当事業所のサービス提供に伴う、苦情や相談は以下の専用窓口にて受け付けます。

佐世保市役所 長寿社会課 介護保険係	所在地 佐世保市八幡町 1 番 10 号 電話番号 (0956)25-9608
長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情受付窓口	所在地 長崎市今博多町 8 番地 2 電話番号 (095)826-7293
長崎県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 長崎市茂里町 3 番 24 号 電話番号 (095)842-6710

以上、認知症対応型共同生活介護事業のサービス利用にあたり、契約書及び本書面で重要事項の説明を行いました。

事業者

所在地 佐世保市江上町 4847 番地 10

名 称 社会福祉法人 江寿会

認知症対応型共同生活介護事業所グループホーム サンホーム江上

説明者 氏 名 松本 真一 印

以上、契約書及び本書面により、事業所からサービス利用についての説明を受け、サービス内容を理解し同意しました。

令和 年 月 日

契約者 入居者 (住 所) _____
(氏 名) _____ 印

入居者代理人兼身元引受人（家族代表者）

(住 所) _____

(氏 名) _____ 印

緊急時における連絡先

(かかりつけ病院) 主治医

(ご家族氏名①) TEL

(ご家族氏名②) TEL